

介護保険「負担限度額認定証」申請手続きについて

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院又はこれらの施設のショートステイを利用され、食費・居住費の減額を受けるためには、申請手続きが必要です。

【 減額対象となる方 】

次の要件をすべて満たす方

●所得要件

本人、及び本人が属する世帯の全員が住民税非課税（別世帯の配偶者も同世帯員として扱います）であること

●資産要件

利用者負担段階		預貯金等合計	軽減対象者
第1段階	老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	
第2段階	合計所得金額と年金収入額（非課税年金を含む）が80万円以下の人	単身： 650万円以下 夫婦：1,650万円以下	
第3段階①	合計所得金額と年金収入額（非課税年金を含む）が80万円超120万円以下の人	単身： 550万円以下 夫婦：1,550万円以下	
第3段階②	合計所得金額と年金収入額（非課税年金を含む）が120万円超の人	単身： 500万円以下 夫婦：1,500万円以下	
第4段階	本人または配偶者が市町村民税を課税されている人 市町村民税を課税されている人が同じ世帯にいる人		

【 申請必要書類 】

①申請書と同意書（裏表印刷）

⇒同意書に必ず押印をお願いします。夫婦の場合でも別々の印鑑を押印してください。
（シャチハタ不可）

②「預貯金等の資産の額がわかる書類」

⇒詳細は裏面をご覧ください

※ 配偶者「有」の方は、同一世帯か別世帯かにかかわらず、配偶者名義の通帳等の写しの添付も必要となります。

※ 個人番号が空白であっても申請を受け付けます。個人番号の記載がある場合は、個人番号確認及び、本人確認が必要となります。

※ 成年後見人の方が申請する場合は、登記事項証明書（写し可）の添付が必要となります。

◎預貯金等の資産の額がわかる書類とは・・・

①通帳の表紙裏面「銀行名・支店・名義」のページ、②申請日時点での「最終の残高」がわかるページ（と直近2カ月前までの取引が確認できる残高記載ページ）の写しが必要です。その他、証券等も資産に該当します。（下記の表を参照ください）

対象となる資産の種類	必要な書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し ①口座名義等の記載ページ（通帳表紙の裏面） ②口座残高の記載ページ（必ず記帳して下さい） ※申請日の直近から原則として2か月前までの取引が確認できる残高記載ページの写しの添付が必要になります。
有価証券、投資信託	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金（いわゆるタンス預金）	自己申告

【注意事項】

- ※ 本人及び配偶者が自己申告した預貯金等の額について、金融機関に照会することへの「同意書」の提出が法律で定められています。（介護保険法施行規則第83条の6第2項）
「同意書」の記入・押印がない場合は、申請書を受付できません。
- ※ 虚偽の申請により不当に軽減を受けると、軽減額の返還に加えて、最大で軽減額の2倍の加算金を支払うことになる場合があります。
- ※ 生活保護受給者、境界層措置者については「預貯金等の資産の額がわかる書類」の添付は必要ありません。
- ※ 更新結果（認定・却下）は、申請から約2週間後に発送予定ですが、令和3年度の課税状況等により、減額認定の内容が今までと変わる場合もあります。
- ※ 更新結果通知書（認定・却下）等は、必ずケアマネジャー又は入所中の施設へご提示ください。
- ※ 本認定は毎年8月に更新手続きが必要です。

その他ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

〈お問合せ先〉
〒708-8501
津山市山北520番地
津山市環境福祉部高齢介護課
電話（0868）32-2070